

独立行政法人大学評価・学位授与機構契約監視委員会設置要綱

平成21年12月4日

機 構 長 裁 定

最終改正 平成23年3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)の趣旨を踏まえ、入札及び契約の手續等の透明性を確保し公正な競争を促進するため、大学評価・学位授与機構契約監視委員会(以下「委員会」という。)の組織・委員・会議等に関して必要な事項を定める。

(委員会の事務)

第2条 委員会は次の事務を行う。

- 1 大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)が締結した契約(小額随意契約を除く。)について、契約手續に関する報告を受ける。
- 2 前項の報告を基に委員会が抽出したものについて、一般競争契約及び指名競争契約の参加資格設定・仕様書等の妥当性、指名競争契約の指名基準等についての妥当性並びに随意契約についての妥当性について検証を行う。
- 3 一般競争契約、指名競争契約及び随意契約における入札及び契約手續に係る検証及び再苦情処理についての対応を行う。
- 4 契約予定の案件に対する指導・助言等その他必要なことを行う。

(委員及び任期)

第3条 委員は客観的に契約についての審議等を行う能力を有する者から機構長が委嘱する。

- 2 委員会は機構監事2名を含む3名以上で構成する。
- 3 委員の任期は、委嘱後2年を経過した後の年度末までとする。ただし、委員の欠員による補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。なお、監事についてはその任期による。
- 4 委員は再任することができる。
- 5 委員の氏名及び職業は公表する。

(委員長)

第4条 委員会には委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、原則として年2回(半期に1回)以上開催する。

- 2 会議は非公開とし、議事の概要はこれを公表する。

(意見の具申又は勧告)

第6条 委員会は会議の結果に基づき、機構長に対して意見の具申及び勧告を行うことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は委員会に係る業務で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これは委員の職を退いた後も継続する。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は監査室において行う。

(その他)

第9条 委員会の運営に必要な事項は、この要綱に定めるほか、委員会において定めるものとする。